

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける令和2年度福島県立医科大学下半期医薬品単価購入契約について、次のとおり決定したので、公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則（平成31年2月1日細則第23号。以下「特定調達細則」という。）第15条第2項の規定により公示する。

令和2年10月29日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

公立大学法人福島県立医科大学附属病院において使用する医薬品 計 13点

- (1) テセントリク点滴静注1200mg 20mL 53瓶
- (2) レミケード点滴静注用100 100mg 1, 360瓶
- (3) リプレガル点滴静注用3. 5mg 3. 5mL 96瓶
- (4) アバスチン点滴静注用400mg/16mL 430バイアル
- (5) シナジス筋注液100mg 1mL 360瓶
- (6) パージェタ点滴静注420mg/14mL 172瓶
- (7) ルセンティス硝子体内注射用キット10mg/mL 381筒
- (8) アイリーア硝子体内注射用キット40mg/mL 1, 140筒
- (9) デファイテリオ静注200mg 136バイアル
- (10) ユルトミリス点滴静注300mg 101瓶
- (11) オブジーボ点滴静注240mg 24mL 390瓶
- (12) キイトルーダ点滴静注100mg 4mL 386瓶
- (13) アディノベイト静注用キット2000 2000国際単位 163キット

2 契約事務を担当する所属の名称及び所在地

公立大学法人福島県立医科大学医事課
福島県福島市光が丘1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年9月30日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エフエスユニマネジメント 東京都港区芝浦3丁目4番1号

5 随意契約に係る契約金額（単価、消費税抜）

- (1) 566, 000円
- (2) 60, 757円
- (3) 307, 450円
- (4) 109, 852円
- (5) 99, 764円

(6)170,959円

(7)128,500円

(8)114,400円

(9)483,283円

(10)657,206円

(11)358,100円

(12)205,517円

(13)172,870円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とすることとした理由

公立大学法人福島県立医科大学特定調達契約事務取扱細則第14条第1号